

令和8年度大野城市会計年度任用職員募集要項

1 募集職種・採用予定人数・職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
保育所保育士	40名	2 基本的な勤務条件に記載

※採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とし、採用候補者名簿に登録します。

※今回の採用試験では、保育所保育士については、4種の勤務形態の職員を募集します。詳細な勤務条件等は「2 基本的な勤務条件」の該当する勤務形態の欄をご確認ください。（常勤：P2、パート勤務各種：P3,4）

2 基本的な勤務条件（常勤保育士）

（条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。）

任用期間	任用開始日から令和9年3月31日まで
勤務日	週5日
勤務時間	週38時間45分（1日7時間45分）
勤務場所	大野北保育所、大野南保育所、筒井保育所のいずれか
勤務形態	7時～19時のうち7時間45分、週5日勤務
勤務内容	保育業務、連絡帳記入、要配慮児童対応、クラス内行事企画、クラス運営日誌作成、保育の様子配信、保護者対応 等
給料・報酬	月給 221,000 円～233,700 円 ※専門職としての職務経験等により決定されます。 ※給与改定により額が変わる可能性があります。 ※地域手当については、給料と別に支給します。
諸手当	・時間外勤務手当 ・通勤手当（片道2km以上で徒歩以外の通勤方法の場合） ・期末・勤勉手当（ボーナス）：支給あり ・退職手当：18日以上勤務した月が6カ月を超えるに至ったときから、退職手当組合に加入 ※期末・勤勉手当（ボーナス）は、6月と12月にわけて支給されます（令和8年度見込み）。また、任用形態・期間によって支給額が減額したり、支給対象とならなかったりする場合があります。
給料・報酬等支給日	当月の22日 ※金融機関が休みの場合は、直前の営業日
休日	週休日（月～土曜日のシフト制）、祝日、年末年始
休暇	・年次有給休暇：20日（4月1日から勤務の場合） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります（忌引など）。
社会保険 ※給与改定により、任用期間の途中から加入対象になる場合があります。	健康保険・厚生年金保険 加入 ※ただし、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者にはなりません。在職中に70歳に達した人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。 雇用保険 加入 ※65歳に達した日以後に新たに雇用された人も雇用保険の被保険者となります。 ※18日以上勤務した月が6カ月を超えるに至ったときから、退職手当組合に加入します。その場合、雇用保険の被保険者資格は喪失します。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。（フルタイム勤務で、連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

2 基本的な勤務条件（パート勤務各種）

（条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。）

任用期間	任用開始日から令和9年3月31日まで
勤務日	① 週5日 ② 週3日
勤務時間	① 週25時間 ② 週12時間
勤務場所	① 筒井保育所 ② 大野北保育所、筒井保育所のいずれか
勤務形態	① 8:00～13:00の5時間、週5日勤務 ② 7:00～11:30のうち4時間または14:00～19:00のうち4時間、週3日勤務
勤務内容	保育業務、連絡帳記入、要配慮児童対応 等
給料・報酬	時給 1,439円～1,522円 ※専門職としての職務経験等により決定されます。 ※給与改定により額が変わる可能性があります。 ※地域手当を含みます。
諸手当	・通勤手当（片道2km以上で徒歩以外の通勤方法の場合） ・期末・勤勉手当（ボーナス）：①のみ支給あり ・退職手当：なし ※期末・勤勉手当（ボーナス）は、6月と12月にわけて支給されます（令和8年度見込み）。また、任用形態・期間によって支給額が減額したり、支給対象とならなかったりする場合があります。
給料・報酬等 支給日	翌月の15日 ※金融機関が休みの場合は、直前の営業日
休日	（共通）祝日、年末年始 ①土曜日、日曜日 ②週休日（月～土曜日のシフト制）
休暇	①・年次有給休暇：20日（4月1日から勤務の場合） ②・年次有給休暇：12日（4月1日から勤務の場合） ※（共通）事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります（忌引など）。
社会保険	健康保険・厚生年金保険 原則なし ※ただし、下記すべての要件を満たしていれば、加入となります。 1. 週の勤務時間が20時間以上であること 2. 1カ月あたりの賃金が88,000円以上であること 3. 雇用期間が2ヶ月を超えること 4. 学生でないこと ※加入対象とならない短い時間や期間の任用もあります。 ※ただし、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者にはなりません。在職中に70歳に達した人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。

	雇用保険 ①のみ加入
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	随時
実施時期	随時
試験会場	都度決定し、応募者へ連絡
実施方法	面接試験
受験資格	<p>保育所保育士については、保育士資格を有していること。</p> <p>※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書①、②、勤務希望表（市役所に募集要項と共に備え付け、またはホームページに掲載）に必要事項を記載の上、郵便はがき、保育所保育士は保育士証の写しとともに、郵送または直接提出してください。</p> <p>※一度受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真を貼付し、受験票部分を切り取り、郵便はがきの裏面に貼付してください。はがきの表面には、返送用の宛名を記載し、85円切手の貼付をしてください。</p> <p>申込書②（申込用履歴書）には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p> <p>※資格を確認できるものの写しをあわせてご提出ください。</p> <p>※受験票は申込受付締切り後に、郵送します。</p>
提出先	<p>〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 子育て支援課</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員（保育士・看護師）申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所1階子育て支援課に直接持参してください。</p>
提出期限	<p>毎週水曜日（必着）</p> <p>持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p> <p>合格者数が募集人数に達し次第受付終了。</p>

合格発表	合格者には郵送で通知します。 ※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。
試験結果開示	受験者本人に限り、合格発表日から1週間の間、試験結果の情報提供を行います。希望する人は、市役所1階の子育て支援課まで、受験票を持参して申し出てください。 ※試験結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。

※遅刻した場合は受験を認めませんのでご注意ください。

※試験会場は席により空調の効き具合が異なります。調節のできる服装でお越しください。

※試験会場には利用できる駐車場はありません。

※身体の障がい等により、やむを得ず自家用車での来場が必要な人は、申込時に子育て支援課までご相談ください。

※車イス利用などにより、受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込時に子育て支援課までご相談ください。

4 任用

合格後	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験の合格者は、<u>合格の日から令和9年3月31日まで</u>を登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（候補者名簿）に登録されます。 ・雇入前3ヵ月以内の健康診断結果の提出をお願いします。（受診項目は、合格通知と一緒に送付します）
採用決定	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、<u>候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> ・採用については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮し、仕事の打診をさせていただきます。 ・<u>登録期間内に採用の必要が生じた場合に、随時、候補者名簿に登録のある方に仕事の打診をさせていただきます。</u> ・育児休業等取得している職員の代替として任用される場合もあります。
条件付採用	<p>地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヵ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</p> <p><u>予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。</u></p>
再度の任用	<p>勤務内容が良好で、人事評価にて一定以上の評価がある場合については、次年度以降も採用候補者名簿に登録され、再度の任用が可能な場合があります。</p> <p>※次年度の予算措置等の状況によっては、任用がない場合があります。</p>